

## 国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領の細則

平成24年9月13日

国営沖縄記念公園事務所

(火気の使用)

第1条 国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領（以下「要領」という。）第4条第二号に定める場所は以下のとおりとする。

- 一 要領に定める職員等の管理のもと行われる行催事等で使用する場所

(場所の指定)

第2条 要領第7条に定める場所は次の各号とする。

- 一 都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条第三号に定める場所  
なし
- 二 令第18条第四号に定める場所  
イ 未開園区域  
ロ 首里城地区の正殿三階、書院・鎖之間地下多目的室1・2
- 三 令第18条第五号に定める場所  
駐車場及びその進入路

(許可を要しない撮影行為)

第3条 要領第8条第三号の規定のうち、以下に掲げるものに伴う写真撮影及びロケーションについては事前の許可を要しないものとする。

- 一 記者発表に基づく取材

(横断幕の掲示)

第4条 要領第8条第四号の規定について、一般の団体旅行における記念撮影にのみ使用するもので、他の利用者の正常な公園利用に支障を及ぼさず、かつ不快感を与えるものでない場合については、事前の許可を要しない。

(許可基準)

第5条 要領第9条第十一号における公園の利用若しくは管理上又は本公園の設置の目的等から実施することが不相当と認めるものについて、首里城地区においては別紙1及び別紙2のとおりとする。

(許可条件)

第6条 要領第10条第十号における別途条件について、首里城地区においては別紙1及び別紙2のとおりとする。

(申請の様式)

第7条 都市公園法第5条、第6条および第12条に基づく申請については、別紙3、4及び5の様式で申請することとする。

附 則 この要領は平成24年9月13日から適用する。なお、必要に応じて改定するものとする。

## 首里城地区における行催事に関する事項

### 1 . 行催事の基本方針

国営沖縄記念公園首里城地区（首里城公園）は、平成 4 年 1 1 月に正殿の復元をはじめとして一部が開園した。復元整備の意義としては、貴重な県民文化遺産の回復、歴史的風土探訪の場の形成、伝統技術の継承と発展、新たな県民文化の創出とし、開園後も城壁や建築物の整備を進めると共に公園としての利用運営を行ってきた。

平成 1 2 年には、国指定史跡「首里城跡」が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」のひとつとして世界遺産に登録された。このことを機会に、首里城公園は琉球・沖縄文化を象徴的に発信する拠点的な役割を担うこととなった。このように首里城公園は海洋博覧会地区と共に、沖縄観光や地域づくりに貢献するなど国営公園として沖縄振興に寄与していると考えらる。

首里城公園における行催事については、琉球王朝時代の歴史的事実に関わる内容を基本に、儀式の再現や伝統芸能の継承等を実施してきたが、前述した復元整備の意義を踏まえ、今後さらに魅力ある運営に向けては「国営沖縄記念公園及び世界遺産としての啓発的な利用」という新たな視点を加え、行催事の充実化を目指したいと考えている。

特に、世界的にも文化財や歴史遺産の市民による利活用が進められる中において、首里城公園においても「新たな県民文化の創出」をどのように取り組んでいくかが大きな課題となっている。ただし、首里城において中心的な空間である「御庭」については、歴史的にみて国際交流の舞台であると共に、正殿前の厳粛性や神聖な空間でもあるという二面性を有することから、その利活用の内容については厳選されるべきであると考えらる。

以上のことを踏まえ、首里城公園においては、まず、従来の琉球王朝文化、沖縄伝統芸能等の発信と共に、今後積極的に「新たな県民文化の創出」に取り組むことが重要であると認識する。

さらに、その実現に向けては、第三者機関としての「行催事検討会議」を設置し、首里城全体のあり方の継続的検討と共に行催事の具体的な案件において十分な議論の構築が必要と考えらる。

よって、首里城公園における行催事の基本方針を以下のとおりとする。

- ・首里城内外で展開されていた往時の祭祀・儀式の再現を行う。
- ・復元整備施設については本来の目的用途を勘案した利用を行う。
- ・歴史、文化、芸術について、今後継承・発展させる情報発信的な利用を行う。
- ・首里城を中心とした周辺のコミュニティにおける歴史・文化等に特化した利用を行う。
- ・国営沖縄記念公園及び世界遺産としての啓発的な利用を行う。

上記の考え方を踏まえ、行催事検討専門委員会において、都市公園の適正な管理運営を図りながら国営沖縄記念公園首里城地区にふさわしい行催事に資するための許可基準等について議論をいただき、国営沖縄記念公園事務所において当細則を定めたものである。

## 2. 許可基準

行催事は次の各号に掲げるものに該当するものは許可しないものとする。

- (1) 国民が等しく観覧又は参加ができないもの。
- (2) 原則として、観覧料が有料又は予約制等のもの。(首里城地区はイベント広場等の専用機能を有しておらず、公園施設の一部を開放しての実施となるため。)
- (3) 首里城地区の主催する行催事・展示に支障をきたす時期のもの。
- (4) 首里城地区及び周辺の自然的、社会的環境を損なうもの。
- (5) 行催事の基本方針に基づき、以下3及び4に適合しないもの。

3. 行催事の基本方針に基づき、行催事の実施内容については、表1のいずれかに該当する内容とする。

表1 行催事の利用内容

基本方針	利用内容
(1) 首里城内外で展開されていた往時の祭祀・儀式の再現	(イ) 往時実施されていた祭祀。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 儀式の再現、又はその歴史的モチーフを現代的に演出したものとする。</li> <li>・ 再現アレンジにあたっては、歴史考証に基づき、利用者に分かりやすい方法で実施する。</li> <li>・ 定期的に歴史考証に基づく見直しを図ること。</li> </ul>
(2) 復元整備施設について本来の目的用途を勘案した利用	(ロ) 各施設の往時の雰囲気や目的・用途に対する理解を促す演出や催し内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の風致景観を損なわないこと。及び利用者の利用の妨げにならない範囲で行う。</li> </ul>
(3) 歴史、文化、芸術について、今後継承・発展させる情報発信的な利用	(ハ) 琉球・沖縄の伝統芸能・文化に関わる行催事とし、基本的には戦前までに生まれた内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (ハ)に該当しない芸能・文化や創作性の高い戦後の芸術・文化については、(ホ)(ヘ)(ト)と照らしながら、個別に開催を検討する。</li> <li>・ 開催にあたっての演出・解説等については、その文化・芸術的価値が理解を得るように工夫すること。</li> <li>・ 県内の公共文化施設との連携を図り、文化・芸術の継承・発展に寄与するような支援的な事業を行う。</li> </ul>

<p>(4) 首里城を中心とした周辺のコミュニティにおける歴史・文化等に特化した利用</p>	<p>(ニ) 歴史文化に対する啓発を図ることを目的とした鑑賞、見学、体験活動等とする。</p>
<p>(5) 国営沖縄記念公園及び世界遺産としての啓発的な利用</p>	<p>(ホ) 国営沖縄記念公園として海洋博公園と連携し都市公園の効用を全うできる事業、或いは国家的な記念事業として国内外に首里城公園の魅力を高める事業とする。</p> <p>(ヘ) 世界遺産としての首里城跡を広く内外に発信できる行催事、或いは「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が連携して行える行催事とする。</p> <p>(ト) 国営公園及び世界遺産に関する啓発、利用促進を目的とし、歴史・文化・芸術について高度な情報を発信する行催事とする。</p> <p>なお、(ホ)(ヘ)(ト)については下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催については、行催事検討会議にて検討する。</li> <li>・国営公園施設の利用にふさわしい公益性のある内容・利用団体とする。</li> <li>・下之御庭にて取り組むものとする。</li> </ul>

4. 各施設における利用については、下記方針に基づいて実施すること。

(1) 御庭

御庭は、入館者が各建物を鑑賞し、琉球王朝時代の雰囲気を感じることができる行催事に利用される場である。歴史的にみて国際交流の舞台であると共に、正殿前の厳粛性や神聖な空間であるという二面性を有することから、その利活用については厳選するものとする。

(イ) 往時実施されていた祭祀・儀式の再現、又はその歴史的モチーフを現代的に演出したもの。

(2) 正殿、南殿・番所、北殿、書院・鎖之間

正殿をはじめとする有料区域の建物は、首里城や琉球王朝文化についての展示や体験の場である。行催事の利用にあたっては、展示や体験の理解を促す内容とし、施設の利用運営に支障のない範囲で実施する。

(イ) 往時実施されていた祭祀・儀式の再現及び歴史的モチーフを現代的に演出したもの、又は御庭の行催事の補助的な演出を行うもの。

(ロ) 当施設の展示・解説や往時の用途の理解促進に関する行催事や演出。

(3) 下之御庭

御庭へ入る前の広場である下之御庭は、入園者の離散集合の場であり、また行催事等に利用される最もにぎわいを見せる広場である。従来の琉球王朝文化、沖縄伝統芸能等の発信と共に今後「新たな県民文化の創出」に取り組むものとする。

(イ) 琉球王国時代の祭祀・儀式の再現、演出に関わる行催事、又は有料区域へ

の誘導を促す再現、演出行催事。

(口) 琉球・沖縄の歴史・文化・芸術について情報発信するもので、無料区域の利用者サービスに貢献する行催事。

(ハ) 国営公園及び世界遺産に関する啓発、利用促進を目的とし、歴史・文化・芸術について高度な情報を発信する行催事。

(二) 首里城公園の歴史的風致景観を効果的に演出できることが前提となる。

#### (4) 系図座・用物座

系図座・用物座は、下之御庭に隣接する休憩所及び首里城公園の情報提供の施設である。行催事の利用にあたっては、下之御庭と連携しながら、本来の休憩機能に支障のない範囲で実施する。

(イ) 下之御庭の行催事の補助的利用或いは雨天・荒天時の代替施設としての利用。

#### (5) 京の内

京の内は聖域空間として、首里城の宗教や祭祀世界を表現する場である。行催事においては、今後の京の内空間の整備と連携しながら往時の聖域空間の創出する利用を行うものとする。

(イ) 琉球王国時代の祭祀・儀式の再現、演出に関わり、京の内を祭祀空間として活用した行催事。

(口) 京の内の聖域性を保全しながら、当施設の利用促進に寄与する行催事。

#### (6) その他無料区域(西のアザナ、供屋及び漏刻門前広場、各城門等)

その他無料区域においては、首里城公園の風致景観を保全しながら、各区域の利用促進や展示・鑑賞の支援となるような行催事の利用を行うものとする。

(イ) 首里城公園の風致景観を保全しながら、当地区の魅力を高める行催事。

#### (7) 未開園区域(御内原エリア、後之御庭等)

未開園区域においては、国王とその家族、女官たちの生活や祭祀空間である御内原エリアを中心に展開している。行催事の利用においては、今後の復元整備方針と連携しながら、往時の御内原空間の雰囲気創出、無料区域として周辺地域とのコミュニティの形成を図りながら利用を図る。

(イ) 琉球王国時代の祭祀・儀式の再現、演出に関わる行催事。

(口) 琉球・沖縄の歴史・文化・芸術について、周辺地域のコミュニティに寄与する行催事。

### 5. 許可条件

行催事について許可をする場合には、次に掲げる許可条件を付するものとする。

(1) 利用者の利用(動線) 記念撮影の妨げにならないこと。

(2) 音響・騒音などで利用者及び周辺住民に不快な思いをさせないこと。

(3) 安全、防犯面で利用者及び周辺住民の理解を得られる範囲内で開催すること。

(4) 各施設のイメージに誤解を招くような利用は行わないこと。

- ( 5 ) 行催事の撮影等を他の目的として二次利用を行わないこと。ただし許可を受けたものを除く。
- ( 6 ) 会場設営については以下のとおりとする。
  - (イ) 仮設舞台及び観覧席は、避難経路を含め安全面に配慮した適正人数を配置すること。
  - (ロ) 仮設舞台の規模及び設営等の時間は、公園の管理運営に支障のないものとする。
  - (ハ) 会場設営は、公園施設の変更・改変・破壊などを行わないものとする。
- (二) 主催者は、利用者及び公園施設への安全管理に留意し、適切かつ適正な実施に努めること。
- (ホ) 設営条件については表 2 のとおりとする。

表 2 会場設営の条件

場 所	開園・開館時間内	開園・開館時間外
御庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開館時間内の仮設舞台の設営・撤去作業は原則として認めない。</li> <li>・ 火気厳禁。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮設舞台は開館時間外で設営。</li> <li>・ 撤去作業が可能であるものに限る。深夜に及ぶ設営は原則認めない。</li> <li>・ 同左。</li> <li>・ 入館料を徴収しない。</li> </ul>
下之御庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開園時間内の仮設舞台の設営・撤去作業は利用者の妨げにならない範囲で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深夜に及ぶ設営・撤去作業は原則認めない。</li> </ul>

- ( 7 ) 主催者は、公共及びそれに準ずる公益性の団体であることを条件とし個人は認めない。
- ( 8 ) センター等が共催・後援・協賛することを前提とする。
- ( 9 ) 主催者は、企画段階時に行催事の目的、内容及び主催団体の実効性を証明する実行体制、予算計画等を記した企画書をセンター等に提出すること。

## 6 . 行催事検討会議の設置

本指針の運用に際し、第三者機関として「行催事検討会議」(以下、「本会議」)を設置する。本会議は必要に応じ、下記内容について開催し、首里城地区にふさわしい行催事についての評価や意見を聴収する。

- ( 1 ) 首里城地区における許可基準等の見直し。
- ( 2 ) 首里城地区の持込み行催事で以下に該当する行催事の受け入れ判断。
  - (イ) 御庭で開催する行事。
  - (ロ) 国営沖縄記念公園及び世界遺産としての啓発を目的とした行催事。

## 首里城地区における撮影行為に関する事項

（許可を要しない行為）

1. 以下の行為は事前の許可を要しない。
  - （1）修学旅行の団体写真撮影

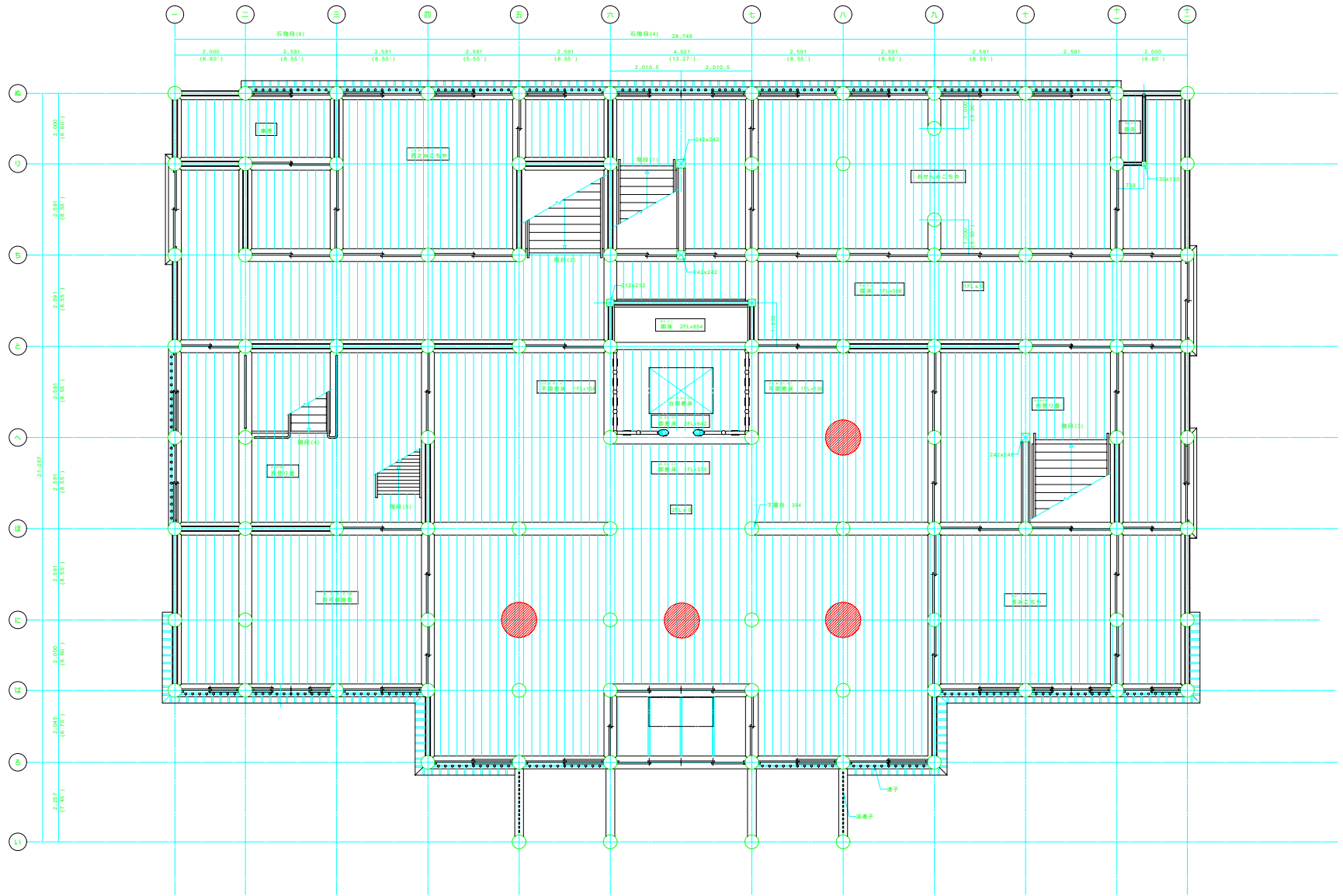
（許可基準）

2. 撮影行為の許可申請に関して、原則として次の各号に該当するものは許可しないものとする。なお「撮影」とは写真撮影及びロケーションをいう。
  - （1）公園のイメージを損なうもの
  - （2）公園利用上の誤解を与えるもの
  - （3）着ぐるみ、琉装等での撮影行為及び、パフォーマンス（早食い大会・鬼ごっこ等）の伴う撮影
  - （4）クレーン等の大掛かりな機材を使用するもの
  - （5）正殿内部及び書院内部において、撮影時間が閉館時刻から1時間以内で終わらないもの
  - （6）行催事の撮影において、行催事主催者等の承諾を得ていないもの
  - （7）行催事を撮影し、営利目的で利用する場合。ただし、公園利用の促進等の効果があると認められる場合は個別に判断するものとする。

（許可条件）

3. 撮影行為の許可にあたっては、次の条件を付するものとする。
  - （1）正殿内部において、施設に損傷を与える恐れがあるため、機材（カメラ、照明、音声器具等）は別添図の位置に三脚固定し、転倒しても柱や壁等に接触しない高さとする。また、漆は照明の熱により影響を受けるため許可された撮影時間を厳守すること。
  - （2）正殿内部において、施設に損傷を与える恐れがあるため、カメラ等の移動を伴う撮影はしないこと。
  - （3）行催事の撮影においては、他の公園利用者の撮影を妨げ、排他的なものとしな
  - （4）行催事の撮影においては、事前に著作者、実演家等の承諾を得るなど著作権法上のトラブルが起きないように措置を講じること





2階平面図 S=1:50

配置図 2

## 公園施設の設置管理許可申請書

第 平成 年 月 日 号

公園管理者

沖縄総合事務局長

殿

申請者 住所  
氏名

都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1	設置管理の目的				
2	設置管理の期間	(自)平成 年 月 日	日間		
		(至)平成 年 月 日			
3	設置管理の場所	国営沖縄記念公園 地区			
4	公園施設の構造				
5	公園施設の外観	色 彩		高 さ	
		形 態			
		その他			
6	公園施設の管理の方法				
7	工事の実施方法				
8	工事の着手および完了の時期	着手	平成 年 月 日		
		完了	平成 年 月 日		
9	都市公園の復旧方法				
10	その他参考となるべき事項				

1 公園施設の設置許可を申請する場合は、上記1から10までの全てに記入する。

2 公園施設の管理許可を申請する場合は、上記のうち1・2・3・6・10のみ記入する。

# 占用許可申請書

第 号  
平成 年 月 日

公園管理者

沖縄総合事務局長 殿

申請者 住所  
氏名

都市公園法第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 占用の目的				
2 占用の期間	(自)平成 年 月 日	日間		
	(至)平成 年 月 日			
3 占用の場所	国営沖縄記念公園 地区			
4 占用物件の構造				
5 占用物件の外観	色 彩		高 さ	
	形 態			
	その他			
6 占用物件の管理の方法				
7 工事の実施方法				
8 工事の着手および完了の時期				
9 都市公園の復旧方法				
10 その他参考となるべき事項				

# 許 可 申 請 書

申請日 平成 年 月 日

公園管理者

沖縄総合事務局長 殿

申 請 者	
住 所	
商号または名称	
代表者役職及び 代 表 者 氏 名	印
電 話	
F A X	
担 当 者 氏 名	

都市公園法第 1 2 条第 1 項の許可を受けたいので、下記により、申請します。

## 記

行為の種類	
日時又は期間	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
場 所	地区 :
目 的	
内 容	
その他参考と なるべき事項	

この申請書は許可を受けたい日の 3 日前 ( 官公庁の休みを含まない ) までに申請すること。